

## 下関市立しものせき水族館自家用電気工作物保安管理業務仕様書

公益財団法人下関海洋科学アカデミー（以下「甲」という）と業務の受託者（以下「乙」という。）との間における下関市立しものせき水族館自家用電気工作物保安管理業務に関する仕様の大要は次のとおりとする。なお、乙は、現場の状況に応じて保全上必要と認める業務で契約上合理的な範囲内のものについては、この仕様書に記載されていない事項であっても、甲の指示に従って誠実に実施しなければならない。

### 1.対象設備

山口県下関市あるかぼーと6番1号 下関市立しものせき水族館

項目	内容	
設備容量	3,950kVA	
最大電力	1,465kW	
受電電圧	6,600V	
非常用発電設備	発電機定格容量	750kW
	発電機定格電圧	6,600V
	台数	1台
	原動機の種類	ガスタービン
常用発電設備 (コージェネレーション設備)	発電機定格容量	250kW
	発電機定格電圧	6,600V
	台数	2台
	原動機の種類	ガスエンジン
単線結線図	別紙参照	

### 2.委託期間

令和4年10月1日～令和7年3月31日

### 3.業務内容

下関市立しものせき水族館の自家用電気工作物の維持及び運営などに関する保安の監督に係る業務を行うこととする。

保安管理業務については、次の各号に掲げるとおりとし、その実施結果を甲に報告し、経済産業省で定める技術基準の規定に適合しない事項がある場合は、改善に必要な指導又は助言を行うものとする。

#### (1)電気工作物の維持及び運営について、定期的な点検及び試験の実施

##### ①月次点検;需要設備:月2回

発電所(非常用予備発電装置):月1回

発電所(常用発電設備):月2回

通常の運転状態にある電気工作物について、目視点検の他、計測機器測定による点検を行う。

##### ②年次点検(毎年10月以降に実施する)

電気工作物を維持するために、年1回停電又は無停電により目視及び計測機器による点検を行う。

- (2) 電気事故その他電気工作物事故が発生し、又は発生する恐れがある場合の応急措置及び事故原因調査への協力及び再発防止についてとるべき措置の指導又は助言、必要に応じての臨時点検の実施を行う。
- (3) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事中の点検及び竣工検査の実施を行う。

#### 4.一般事項

- (1) 乙は、当該保安業務の各対象施設において、緊急時は24時間(休日及び夜間を問わず)担当技術者が即時に現場に出動し、対応すること。
- (2) 乙は、台風などの被害が予想される場合には、あらかじめ迅速に対応できる体制を整備しておくこと。
- (3) 乙は、委託業務の契約後速やかに、緊急連絡体制表と委託期間の点検予定表を甲に提出し、詳細工程を点検作業実施日の1週間前迄に甲の担当者に報告すること。
- (4) 乙は、点検業務終了後、速やかに点検報告書を作成し、甲に提出すること。
- (5) 乙は、法令の定めによる申請、届出、報告書などについて、必要の都度、甲に説明の上、対応すること。
- (6) 業務に当たっては、各関係法令などを遵守し、安全に十分留意すること。
- (7) その他、本業務の実施に必要な事項については、甲の指示に従うこと。

#### 5.その他

この仕様書に定めのない事項及び本業務に必要と認められる事項は、甲乙協議の上適正に処理するものとする。